

調査研究助成 FAQ –よくあるお問合せと回答–

<p>申請者</p>	<p>Q：若手研究者を歓迎するとありますが、年齢制限はありますか。 <u>A：ありません。</u> ※本助成では若手研究者の裾野を広げたいと考えていますが、年齢制限は設けておりません。教授が代表申請者を務め、共同研究者に若手研究者が加わる形でも構いません。</p> <p>Q：海外の大学に在籍していますが、応募は可能でしょうか。 <u>A：国内に限ります。</u> ※国内の若手研究者を支援するのが本助成の趣旨です。また経理上の問題もありますので、海外からの応募への対応は困難です。</p> <p>Q：現在 A 大学に在籍していますが、4 月から B 大学に赴任予定です。どちらの所属で申請すればよいでしょうか。 <u>A：申請は B 大学としてください。</u> ※助成金は B 大学での執行となりますので、B 大学で申請してください。経理担当者も B 大学の方をご記入ください。なお、連絡先 1 は 3 月まで連絡がとれる A 大学、連絡先 2 は携帯番号とプライベートのメールアドレスをご記入ください。連絡先 2 の所在地は空欄で構いません。</p>
<p>予算計画</p>	<p>Q：助成金額の上限は間接経費等も含めて 200 万円でしょうか。また、希望予算が不足する場合、自己資金等で補うことは可能でしょうか。 <u>A：間接経費も含まれます。</u> ※間接経費等が 30%であれば、調査研究の直接経費は約 150 万円が上限になります（150 万円+150 万円×30%=195 万円）。なお、不足分を自己資金等で補うことは問題ありません。</p> <p>Q：博士課程の大学院生に研究補助者として謝金（日給）を支払うことは問題ありませんか。 <u>A：問題ありません。</u> ※ただし、研究補助者の具体的な作業内容や、実際の労務・支払い実績が分かる資料等の写しが精算時に必要となります。</p> <p>Q：貴財団から大学に「管理費免除申請書」を提出していただくことは可能でしょうか。その申請書によって大学の間接経費等が免除され、助成金の全額を直接経費に充てることができます。 <u>A：可能です。</u></p>
<p>他機関への 助成金の申請状況</p>	<p>Q：科学研究費助成事業にも申請中ですが、研究テーマが本助成とは異なります。記載する必要はありますか。 <u>A：記載は不要です。</u> ※同一の研究テーマを他機関にも重複して申請している場合のみご記入ください。</p>
<p>コンプライアンス 教育の受講状況</p>	<p>Q：複数のコースを受講していますが、どの受講年月日を記載したら良いでしょうか。 <u>A：最後に受講した日を記入してください。</u></p> <p>Q：所属機関に提出した誓約書として、CITI JAPAN のカリキュラム修了書を添付する事は可能ですか。 <u>A：可能です。</u></p>
<p>選考委員会</p>	<p>Q：選考委員会のメンバーを教えてください。 <u>A：非公開です</u> ※受理した助成申請書の審査は、当調査会が設置する選考委員会にて行いますが、そのメンバーは非公開としています。</p>

<p>助成金振込み時の 事務手続き</p>	<p>Q: 財団等から研究助成を受ける場合、大学では寄付金として会計処理されますが、貴財団の経理上何か問題はありますか。</p> <p>A: <u>問題ありません。</u></p> <p>※助成を受けた者の所属する法人等が寄付金（使途指定寄付金）として会計処理をすることについては問題ありません。ただし、助成期間終了後に使途についての精算報告をしていただく必要があります。</p> <p>Q: 複数の大学で共同研究を考えていますが、各大学に分けて振り込むことは可能でしょうか。</p> <p>A: <u>できません。</u></p> <p>※助成金は申請代表者の所属機関の口座に一括して振り込みます。振り込まれた助成金を各大学で折半するのは自由ですが、助成終了後の助成金使途明細書は申請代表者の経理部門が責任をもって作成してください。</p>
---------------------------	---